

長崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 2 / 号

長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市印鑑条例（平成 6 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。）」（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 7 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改め、同条第 2 項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第 13 条第 2 項第 4 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に、「個人番号カードに」を「個人番号カード等に

」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定、第6条第1項第7号及び第2項の改正規定並びに第13条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。